

# 定 款

南レク株式会社

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、南レク株式会社と称する

(目的)

第2条 当社は、地域との連携を図りながら、南予レクリエーション都市公園施設を適正に管理し、利用を促進することにより、南予レクリエーション都市公園とその周辺地域の活性化を図ることを目的として、次の事業を営む。

- 1 公園施設等の管理業務の受託
- 2 都市公園内のサービス施設の運営
- 3 施設の経営、賃貸借及び維持管理
- 4 旅行業法に基づく旅行業
- 5 損害保険代理業
- 6 その他、前各号に掲げる事業に関連して必要とされる事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛媛県宇和島市におく。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報又は電子広告の方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は300万株とする。

(1単元の株式の数)

第6条 当社の1単元の株式の数は100株とする。

(株式の種類)

第7条 当社の株券はすべて記名式とし、1株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、10,000株券及び100,000株券の8種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿の記載変更)

第9条 当会社の株式の名義書換、質権の設定、移転の登録及びその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再交付、その他株式に関する手続きについては、取締役会で定める。

(株主の住所、氏名及び印鑑の届出)

第10条 株主、質権者又は、これらの法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式によりその住所、氏名及び印鑑を届出することを要する。住所、氏名又は印鑑を変更した場合も同様とする。

(株主名簿の閉鎖)

第11条 当会社は、毎決算期の翌日からその定時株主総会終結の日まで株式の名義書換、質権に関する登録並びに信託財産の表示及びその抹消を停止する。

2 前項の外必要あるときは、30日前にあらかじめ公告して臨時にこれを停止することができる。

### 第3章 株 主 総 会

(総会招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌月から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会の招集通知はその会日の7日前までに発送しなければならない。

(総会の招集)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集し、その議長となる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた他の取締役がこれに代わる。

3 株主総会の招集地は、南予レクリエーション都市公園施設所在市町村又は松山市とする。

(総会の決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、他の者に委任して議決権を行使することができる。ただし、この場合当会社所定の委任状によりその代理権を証明することを要する。

(総会の議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに署名押印して、これを当会社に保存する。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の定員)

第 17 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 前項の選任については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを決する。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって終了する。ただし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役)

第 20 条 当社は、取締役会の決議をもって、代表取締役若干名を選任することができる。

- 2 代表取締役は、それぞれ会社を代表する。

(役付取締役)

第 21 条 当社は、取締役会の決議をもって社長をおく。

- 2 業務上必要があるときは、取締役会の決議をもって、会長 1 名並びに専務取締役及び常務取締役をそれぞれ若干名おくことができる。

(取締役会)

第 22 条 取締役は、取締役会を組織し、当会社の業務執行に関する重要事項、及び法令に定める事項を決定する。

- 2 取締役会は、社長がこれを招集して、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
- 3 取締役会の招集通知は、会日の 7 日前までに各取締役及び各監査役に発送しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮し又は取締役及び監査役全員の同意のあるときは、招集手続きを省略することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記録し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印する。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬)

第 27 条 取締役の報酬は、株主総会において決定し、報酬の配分は、取締役会において定める。

## 第 5 章 監 査 役

(監査役の定員)

第 28 条 当社の監査役は 3 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 前項の選任については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを決する。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって終了する。ただし、補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了すべき時までとする。

(監査役の報酬)

第 31 条 監査役の報酬は、株主総会において定める。

## 第6章 計 算

(決算期)

第32条 当会社の決算期は、毎年3月31日とする。

(株主配当金の支払)

第33条 株主配当金は、毎決算期末日現在、株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。

2 株主配当金は、支払い通知の日から満3年間請求のないときは、当会社に帰属するものとする。

附則

この改正は、昭和48年12月11日から実施する。

附則

この改正は、昭和49年6月1日から実施する。

附則

1 この改正規定は、昭和50年4月1日から実施する。

2 第12条、第18条、第19条、第22条及び第25条の各改正規定は、昭和50年3月31日の決算に関する定時株主総会終結のときから実施する。

附則

この改正規定は、昭和52年6月15日から実施する。

附則

この改正規定は、昭和53年6月19日から実施する。

附則

この改正規定は、昭和57年2月26日から実施する。

附則

(施行期日)

1 この改正規定は、昭和57年6月2日から実施する。

(経過措置)

2 第6条第2項の改正規定は、昭和57年10月1日から実施する。

附則

この改正規定は、平成6年6月22日から実施する。

附則

この改正規定は、平成8年6月20日から実施する。

附則

この改正規定は、平成14年6月20日から実施する。

附則

この改正規定は、平成15年6月23日から実施する。

附則

この改正規定は、平成 18 年 6 月 16 日から実施する。

附則

この改正規定は、平成 19 年 6 月 20 日から実施する。

附則

この改正規定は、平成 20 年 1 月 10 日から実施する。

附則

この改正規定は、平成 20 年 6 月 20 日から実施する。